

添付資料:大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針(案)に対する意見及び意見に対する考え方

No.	ご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>(該当箇所) p. 10 「地域ブロック協議会等では、平時から地方環境事務所が中心となって情報共有や災害廃棄物対策に関する協議を進め」 (ご意見) 東日本大震災の災害廃棄物処理で、再委託を可能としたり、許可業者以外も可能とするなどの特例措置があったときに、中部環境事務所に法解釈について問い合わせたところ、担当者は誤った解釈をしたり理解不足であった。ふだん、廃棄物行政に直接携わっていないのでやむを得ないと感じたが、今後は「平時から」詳しい担当者を育成、配置するということか？</p>	<p>各地方環境事務所において、平時から本省や他の地方環境事務所との連携を深めつつ、災害廃棄物対策の実施体制の充実を図るとともに、ブロック協議会等の円滑な協議、運営に努めてまいります。</p>
2	<p>(該当箇所) p. 23 「国による代行処理の実施に当たっては、仮設処理施設の有効活用の観点から、国設置の仮設処理施設においては代行処理の対象とする地方自治体以外から排出された災害廃棄物についても受入れ可能とすること、等を要件として求めることの検討が必要である。」 (ご意見) そもそも東日本大震災の災害廃棄物処理の際、過大すぎる見積もりが問題となった。最初から「有効活用」と称して広く受け入れ可能とすることにより、過剰見積もりによる過剰仮設施設の設置を招くおそれがあるため問題である。</p>	<p>本行動指針において、推計発生量及び施設被害想定に基づき、地域ブロック内で活用可能な既存施設（一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、リサイクル関連施設、セメント製造事業所等）の効果的な活用を検討した上で、必要となる仮設処理施設の処理能力を検討することとしています。また、災害廃棄物の発生量の推計についても、初期のものから段階的に精緻化を図る上で必要な推計・モニタリング手法（空撮等も含む）、推計に用いる災害廃棄物発生原単位・比重等の設定方法を構築し周知することとしています。</p>
3	<p>(該当箇所) p. 25 「④ 災対法等に基づく特例的措置 ○ 東日本大震災時に適用した特例的措置を念頭に」 (ご意見) 再委託を可能としたり許可業者以外も可能とするなどした特例措置が東日本大震災の災害廃棄物処理において本当に必要であったのか、問題点は何かなどについて検証結果を示してほしい。</p>	<p>昨年度に実施した「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」において今後の巨大災害時に備えた総合的な災害廃棄物対策について検討し、本年2月に「巨大地震発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて」としてとりまとめ、その中で、東日本大震災の教訓を踏まえた、巨大災害時における災害廃棄物処理の特例的措置について整理しました。この取りまとめを受けて、今般「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」の一部改正並びに関係政省令の改正を行い本年8月に施行されたところであります。 大規模災害時においても適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理が実施できるよう、今後とも引き続き必要な対策などの検討を行うこととしています。</p>
4	<p>(該当箇所) P25「⑤災害時におけるし尿、生活ごみの収集、処理体制の整備」 (ご意見) 使用されているトイレ名称・分類について、防災基本計画にあわせて「携帯トイレ」「簡易トイレ」「仮設トイレ」「マンホールトイレ」という名称・分類でお願いしたい。（「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（2015年3月公表）においても、「携帯トイレ」、「簡易トイレ」と2種類に分けて表現されている）また、トイレの確保と併せてトイレトーパーや手洗い水、手指消毒剤、簡易水洗のための洗浄水の確保についても記述頂きたい。携帯トイレについては可燃ごみとなるが、他の可燃ごみと分別して保管し、衛生対策を行うことを記述頂きたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 P25⑤ 災害時におけるし尿、生活ごみの収集、処理体制の整備 ○ 生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る観点から、発災後、初動時のし尿処理に関して、被災者の生活に支障が生じないように、市町村は、携帯トイレ・簡易トイレの用意、仮設トイレ・マンホールトイレ（災害時に下水道管路にあるマンホールの上に設置するトイレ）の設置等、トイレの確保を行うとともに、トイレトーパーや簡易水洗のための洗浄水、手洗い水、手指消毒剤、消臭剤、脱臭剤等を確保する。また、仮設トイレのし尿の収集・運搬の方法、処理先、ルートを決定し、必要な台数の車両・オペレータを確保する。なお、携帯トイレについては可燃ごみとなるが、他の可燃ごみと分別して保管し、衛生対策を行うこと。</p>

No.	ご意見	ご意見に対する考え方
5	<p>(該当箇所) p.25 「⑥ 種類別の処理方針等の決定 ○ 域内で発生した有害廃棄物（アスベスト、PCB等）、危険物（消火器、高圧ボンベ等）、腐敗性廃棄物（水産物及びその加工品、食品等）、リサイクル対象物（家電、自動車等）、処理困難物（大型廃棄物（船舶、冷凍倉庫、農機具等）、漁網等）について、その種類別の発生量、性状、有害性及び危険性等の情報をもとに、適正処理確保の観点から、種類別の処理方法や処理先、処理の優先順位等の処理方針を策定する。」</p> <p>(ご意見) こちらには、東日本大震災のように原子力災害が同時に発生することを想定した放射性物質による汚染廃棄物が含まれていないようだが、放射性物質による汚染廃棄物処理も想定すべきである。</p>	<p>環境省では、東日本大震災により発生した災害廃棄物について、福島県の一部地域を除き昨年3月に処理を終了したことをもって、一連の処理を通じて得られた教訓や専門家等による検討を踏まえ、通常災害から大規模災害に至るまでの災害廃棄物の処理を円滑・迅速に行うための方策等について検討を行ってきたところであり、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」での御議論の結果として、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（案）がとりまとめられ、パブリックコメントにて掲示したものです。これまでの検討においては、放射性物質により汚染された廃棄物については、現在も処理の途上であることや、国の責任の下で、国の直轄の処理として進められており、従来から市町村の固有事務として行われてきた通常の災害廃棄物の処理と比べて必要となる対応が大きく異なることから、今般の検討の対象とはしないこととしております。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきますと考えております。</p>
6	<p>弊社は主に段ボール製品を製造・販売する会社ですが、弊社所在・近隣の地方自治体と災害発生時の物資（段ボール）の供給に関する協定書を締結しています。つきましては、この協定書に基づいて、物資を提供した場合、その物資の使用後の廃棄物も災害廃棄物としての適用を受けられるようにすべきではないでしょうか？その辺が明確になっていないような気がします。</p>	<p>災害廃棄物は、地震や津波等の災害によって発生する廃棄物であり、使用済みの支援物資は、平時に日常生活に伴って生じるごみとその質が同種のものであり、避難所から排出されるごみ等と同様に通常のスキームにおいて処理されるものと考えております。</p>
7	<p>避難された方で、被災により仕事や自宅再建の作業がすぐに行えない場合があると思います。このような方を優先に被災廃棄物の分別作業などを行う業務を行っていただけるように、自治体による臨時雇用制度を策定いただきたい。 賃金を2日間や1週間単位など短期間で現金収入となるよう考慮されると、モチベーションの維持や、自治体雇用とすることで安全確保などの責任や補償が明確化すると考えられます。 もちろん、微小ですが廃棄物処理の再資源化が見込めます。</p>	<p>パブリックコメントの対象としている本行動指針は、大規模災害に向けた各主体における事前の備えについての基本的考え方を示すものであり、いただいた意見については本指針にはなじまないものと考えております。</p>
8	<p>まず、全ての国民に対する、周知の徹底をはかるために、義務教育での補修から考えるべきです。それと共に、根本の死生観を考える仕組みの構築です。</p>	<p>パブリックコメントの対象としている本行動指針は、大規模災害に向けた各主体における事前の備えについての基本的考え方を示すものであり、いただいた意見については本指針にはなじまないものと考えております。</p>